

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和3年那智勝浦町議会第3回定例会)

令和3年9月9日

9時32分 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	令和2年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	103
日程第2	認定第2号	令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	103
日程第3	認定第3号	令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第4	認定第4号	令和2年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第5	認定第5号	令和2年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第6	認定第6号	令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第7	認定第7号	令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第8	認定第8号	令和2年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第9	認定第9号	令和2年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第10	認定第10号	令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	104
日程第11	認定第11号	令和2年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	104
日程第12	認定第12号	令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	104
日程第13	報告第12号	健全化判断比率の報告について……………	127
日程第14	報告第13号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	129
日程第15	報告第14号	那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について……………	130

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	9番	加藤康高
10番	中岩和子	11番	森本隆夫

12番 亀井 二三男

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

8番 左近 誠 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	矢 熊 義 人
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
総 務 課 長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	田 中 逸 雄
会 計 管 理 者	三 隅 祐 治	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	網 野 宏 行	住 民 課 長	在 仲 靖 二
福 祉 課 長	榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長	佐 古 成 生
農 林 水 産 課 長	西 眞 宏	建 設 課 長	楠 本 定
水 道 課 長	村 上 茂		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 主 査	疋 田 晋 一
事 務 局 副 主 査	北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影の許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

再開前に、病院事務長より報告がありますので、発言を許可します。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 貴重なお時間を頂戴し、申し訳ございません。

町立温泉病院の外来と診療再開につきまして御報告させていただきます。

本定例会の町政報告で町長から報告がありましたとおり、8月23日に当院の職員並びに入院患者様が新型コロナウイルスに感染していることが判明したことにより一般外来や救急外来等を休止しておりましたが、9月7日と8日に再度PCR検査を行った結果、全員の陰性が確認できました。

新宮保健所との協議により、9月10日金曜日から一般外来、救急外来を再開することになりましたことを御報告させていただきます。

再開に当たりましては、町内放送等を活用し周知に努めます。

この間、患者様や御家族様、地域の皆様方には多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

当院では、新宮保健所をはじめ近隣医療機関から助言をいただき、感染対策を一から見直ししております。より安全な診療体制を確立し、患者様や地域の皆様の信頼を取り戻すべく取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） これで報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 認定第 1号 令和2年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 2 年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 2 年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 2 年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 2 年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7 号 令和 2 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 8 号 令和 2 年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 9 号 令和 2 年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 10 号 令和 2 年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 11 号 令和 2 年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について

日程第 12 認定第 12 号 令和 2 年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（荒尾典男君） 日程第 1、認定第 1 号令和 2 年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 12、認定第 12 号令和 2 年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題とします。

昨日で一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第 1 号一般会計についての質疑を行います。

まず、歳入、款 1 町税 9 ページから款 22 町債 48 ページまでと、1 ページから 8 ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 歳入で 1 点質問させていただきます。

44 ページの上から 18 行目、真ん中よりちょっと上のところなのですが、水産物加工体験施設使用料（過年度分）9,275 円なのですが、これまぐろ体験 C A N のことだと思うんですが、過年度分でこの 9,000 円ということなのでほとんど稼働していないということで、これコロナがなくても多分稼働率が非常に少ないのではないのかという感じなので、まずこの実態ですね、稼働は体験まではやっていなくても缶詰のほうはこれぐらい作っているとかその辺の実態を知りたいのと、これ前の課長に一回、僕この予算、決算のときだったか忘れましたが一回検討をお願いしたんですが、こういう状態がもうずっと近年続いているわけで、観光資源としてこのまぐろ体験 C A N ですね、これを有効活用しないといけないので何とかこれ、今委託をしてい

るんですけどもその方法も含めて検討できないかということをお願いというか要望してあったんですが、現在そういう検討をされているのかどうか。

例えば、観光にも寄与する施設なので農水だけで考えずに観光企画のほうとも一緒になって、観光機構なんかも一緒に今後の有効活用を考えていってほしいんですが、その辺を現在検討されてるのか、検討していく考えがあるのかお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 水産物加工体験施設使用料につきましては、令和元年のまぐろ体験CAN使用料を受け入れたものでございます。

缶詰作り、干物作り、料理作りの体験を行ってございます。体験者数は83名でございました。

令和2年度につきましては、コロナ禍の影響により体験の受入れを中止してございます。

また、まぐろ体験CANの取組につきましては県漁連と協議を行っているところでございますが、将来的にはまぐろ体験CANだけではなくて今行っている市場見学、またにぎわい市場も含めて総合的に取り組む必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 何点かお伺いします。

歳入のほうの税込なんですけども、7,600万円ほど減収となっております。特に固定資産税、課長も御説明していただいておりますが新型コロナウイルスへの対応ということで徴収猶予で納期を延ばしているというふうな説明がございました。

1つ聞きたいのが、ここにある固定のほうの不納欠損額です、これが例年に比べて多いと、これも件数は減ったんですけども高額の不納欠損があったとお聞きしましたが、この不納欠損というのは大体いつ頃の滞納なのかどうか、そしてまたどのような事由があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） ページ数と場所をお願いします。

○1 番（城本和男君） すみません、ページ2ページと、それから9ページです。

○議長（荒尾典男君） 2ページ、9ページ。

○1 番（城本和男君） はい。税込が下がったところが2ページで、固定資産税については9ページになります。

2点目なんですけども、2ページと、それから14ページ、地方交付税ですが、これは例年に比べて1億8,000万円ほど増えた、これはありがたいことなんですけども、特にこの普通交付税のほうで御説明いただきましたけども地域社会再生事業費のほうで申請されて1億円増えてあります。

課長から説明をいただいたところなんですけども、新型コロナの対策事業が本町、それと本町の大型事業が重なってきてうちは大変補助金も多いような状態で今年の年度は特別なような

ものなんですけども、自主財源が19.2%になったという資料もございました。

小さな町になればなるほどこの地方交付税の依存が高くなるんですけども、この交付税の見通しです、ちょうど地方創生と地域格差ということでこの地域社会再生事業費、これで1億円増えたということなんですけど、この事業費の伸びは、この算定方式、これはいつから増えることになるのか、このあたりをお聞きしたいと思います。

それともう一点、44ページ、雑入の中頃にあるんですけども、水産鮮度保持施設の維持の協力金2,252万9,939円、これは令和2年度への振込でいいのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。これ純利益の68%を一般会計のほうへ協力金として振り込むということになっていますけども、これ2年度への振込でいいのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 2ページの町税が去年と比べて下がった理由なんですけども、固定資産税徴収猶予の特例制度による約6,400万円の減と、あともう一点、コロナの影響なんですけども入湯税が1,781万円、去年よりかは減少しているということでございます。

次に、9ページ、10ページについての不納欠損についてでございます。

固定資産税なんですけども、平成17年度から24年度までの固定資産税でございます。不納欠損の理由といたしましてなんですけども、滞納処分する財産がないとき、また滞納処分することで生活が著しく困難になるとき、または滞納者が所在不明の場合なんですけども滞納処分を停止することができます。その滞納処分停止後3年経過すると不納欠損にすることができますので、今回のケースは滞納処分停止後3年による不納欠損でございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 13ページ、地方交付税についてのお尋ねでございます。

地方交付税につきましては令和2年度決算におきまして御報告したところでございますが、前年度と比較しまして1億8,000万円増額となったところでございます。主な理由といたしましては、先ほど議員おっしゃっていただきましたとおり地域社会再生事業なりそういうのが創設されたことで1億円、あとは起債の償還等で増えた部分というような面もございまして、そのような点でございました。

今後の見込みというようなことになりましたが、令和2年度で国勢調査がございました、その関係の人口の反映というのが令和3年度からされることになってございます。当然、人口減少分ということが今後反映されてくることになりました。その辺につきましては人口の急減補正というものがございまして、その辺は急激に減らないような形の措置ということで現在もあるんですけども、それが引き続き講じられるというようなことになってございます。

令和3年度におきましては、地方財政計画におきましても5.1%の増というようなことで国から示されているところでございます。新たに地域社会のデジタル化に集中的に取り組むためのものがございますが、地域デジタル社会推進費という項目が創設されることになってございます。

また、過疎債の元利償還金に係る公債費の増分というようなこともございますので、令和3年度におきましても2億円程度の増というのが見込まれるというようなことで私どものほうではもくろんでございます。

しかしながら、急激に人口が減少しないための措置ということでもあるので、その点につきましては増えるわけではございません。将来に向けて減っていくということは苦慮されるところでございます。

そのようなことから、令和4年度以降につきましては人口数を基にするようなところである部分には多少の減少というところは不明確な状況でありますけれども想定されるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 雑入の施設維持協力金につきましては、今回使用料としての考え方から令和2年度として一般会計で受入れを行っております。

冷蔵株式会社につきましては決算期日が3月31日となっておりますので支払いが5月末になりますので、会計処理上、令和3年度予算で支出処理ができるよう株主総会等で了承いただいておりますところですが、一度どのような会計処理の方法がいいのか、また年度を合わせるほうがいいのか検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 税金につきましては、不納欠損につきましては執行停止後3年ということですぐの分じゃないということによく分かりました。これからひょっとするとコロナ禍の関係でということが後々あるのかなと思います。

といいますのは、せっかくこれまで徴収率もよい状態で自主財源、税金確保にも当たってこられたんですけども、この新型コロナの関係で町の産業がもう非常に厳しい状態となります。徴収猶予とか減免とかということは納税者のためにこれからやっていかなあかんことだとは思いますが、これから徴収率が落ちて数年後にはまた不納欠損という事態も予想されます。

新型コロナの影響、これからどのような影響があるのかどうか、もう一度御答弁をお願いします。

それから、交付税なんですけども、これはよく分かりました。ただ、この地域社会再生事業費ということがあって、これはこの枠が1年増えてそのまま、毎年増えていくわけじゃありませんので、それから先ほど課長もおっしゃってございました人口減少が始まる、3年については経過措置についてそれほど少ないと、これから4年度以降は減少が見込まれる、この点は注意していかなければならないところかと思っております。よろしく申し上げます。

それから、先ほどの維持協力金の関係なんですけども、これまた報告のほうで聞かせていただきたいと思いますのでお願いをいたします、1点だけ。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 今後、コロナの影響で町税の税収とかがどう変わっていくかということだと思います。

コロナが収束しなければ税収とかはいずれは下がってきて、お金も払えない方も出てくるかだと思います。そのときになりますと徴収率も下がってくる場合がございます。

また、人口減少等もございますので、今後はコロナに関係なく税収もだんだん下がってくるとは思いますが、税収の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款1 議会費49ページから款3 民生費86ページまでと、1 ページから8 ページまでの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 2 つ質問します。

58ページの真ん中の12の委託料のところの第10次長期総合計画の策定委託の577万円です、これ特に金額ですとかぎょうせいさんに委託したというその辺は特に問題がないんですが、パブリックコメントのことで今後のことがあるので少し要望も兼ねての質問なんです、今回この策定に当たりパブリックコメントが前回のときには僅か2件ぐらいのパブコメしか上がらなかったのが今回50件近い、非常に熱心な町民からのパブコメが上がったということで、どうしてかなという思いがあって、実は民間の有識者の方、ちょうど色川の在住の方なので出会ったときにパブコメが多かったねと言ったら、実はその方がパブリックコメントを今募集しているんだけどなかなか上がってこない、だからぜひみんなのいい意見を言ってくれたら採用される可能性があるのでパブリックコメントをしてくださいってその方が宣伝したらいいんです。

だから、例えば子育てに関心がある人だったらこの人だろうとか、図書館だったらこの人ってその方の人脈に関心がありそうな人をお願いをしたので、それが全てではないと思いますが、それであれだけ数が上がってきたわけです。

だから、町がというかコンサルさんが頑張ってパブコメが増えたわけじゃないんです、たまたまその委員、だから次回というんですか、今後はまた大分先になるんですが、だからそのパブリックコメントをホームページとかに掲載するだけだったら本当に上がってこない、今回の事例を踏まえて、町民の方で意見を持っている人は多いということなんで、そのパブコメがもっと上がってくるようなやり方です、そういう委員さん個人の力に頼るんじゃなくて、町としても仮にどこかのコンサルさんが受けたとしてもそのコンサルさんと相談をして、今後そのパブコメがなるべく住民参加型になるような形のパブコメになる、そういう工夫を今回の事例を参考にしてほしいということなので、考えてほしいと思います。

それと、次にその下の地域循環共生圏のことなんです、この間の課長の説明では内訳が



927万円と299万円で2つのコンサルさんにこの調査を委託したというんですけど、南紀自然エネルギーさんと、あとイシュープラスデザインさん、このイシュープラスデザインさんというのはかなり有名なところらしいんですが、この2つの法人さんは入札で決めたのか、もう最初からここをお願いするという形で決めたのかということと、あとこの体制ですよ、全く今までやってきたことがなかったような新たな事業に取り組むということで今回これをやったわけですが、その体制が問題なかったのか。だから、幾ら熱心とはいえ一職員に過剰に任せてというよりもっとチームを組んでやるべきじゃなかったのか、準備をしてというそういう思いがしてならないんですが、その辺をお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えをいたします。

まず、1件目の長期総合計画策定に係るパブリックコメントの関係でございます。

前回策定した際に、議員御説明のとおりたくさんの方からパブリックコメントをいただいたところです。町のほうとしましては、ホームページでありますとか町の広報紙を通じてパブリックコメントを募集したところでございますが、議員おっしゃっていただいたとおり委員からの口コミというのも非常に影響があったのかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、計画を策定するには広く町民の方々の意見をお伺いするというのは重要であると思っておりますので、今後、こういったパブリックコメントを行う際はできるだけ多くの町民の方に情報が行き届くような取組というのを考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の地域循環共生圏の委託の関係でございます。

この事業につきましては2件の委託業務を発注してございます。まず、1点目は那智勝浦町のシュタットベルケ事業の計画策定業務ということで、委託先は一般社団法人南紀自然エネルギーでございます。業者の決め方でございますが、プロポーザル方式を実施してございまして、2者の方から事業提案をいただきまして、その事業提案を5名の審査員で評価をつけまして最終的に委託先を決定したというところでございます。

もう一点の町民への啓発に係るへ委託の部分です、これはイシュープラスデザインというところに委託をしましたが、こちらも同じようにプロポーザルを実施しまして、結果、応募が1者のみということでしたので1者のみ採点を行いまして契約を締結したと、こういった状況でございます。

すみません、もう一点、今回この委託業務に係る町の体制でございます。

議員おっしゃるとおり担当者には多大な負担がかかったのかなというふうには思っておりますけども、ただ町としては組織で仕事をしておりますので、決して1人で全てするというのではなくて、当然副担当もおりますし主幹、それから課長、私もおりますので、常に情報共有を図りながら課全体で取り組んできた、そのように認識してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 総合計画のほうはぜひお願いを、できるだけ町民参加型になるような形を

考えていただきたいと思います。

その業者さんについては、この地域循環共生圏の事業を今回やるべきだったかどうかのその是非は置いておいて、その業者さんはどちらも非常に適任というかいいいところを選んだので、僕はもう最初からここという形でやったのかなと思って、だから場合によっては入札だとかプロポーザルというやり方があるけれども、本当にここだというときにはそういうやり方、指名でお願いするというのもいいのかなと思う、それでこういういいところ。

ただ、言いたいのは非常にこのイシュープラスデザインさんなんかは有名なところですよ、長期総合計画つながりで言うところは高知県の佐川町というところで長期総合計画を住民手作りで作ったというので、それを仕掛けたコンサルさんということで非常に有名なところなんです。

だから、今後そういう話で長計のときにも関わっていただけるようなコンサルさんかなって思うんですが、ただ幾ら優秀なコンサルさんを選んだとしても体制のことですね、地域循環圏というのは今回は電力事業だけだったわけですけど、今後どう発展させるかというこの図を見ると結局住民課だとか農水だとかほかの課にも波及して関係するような事業展開を考えている、将来的には、だから最初からそういう体制を組んで大がかりにやって、それも1年、2年、準備期間を含めてそれで議会や住民に対しての啓発ということをやっているやったらもって違う展開があったのかなということです。そういう意味では残念なのかなと、補助金の申請の都合というのがあったのかもしれないんですけど。

そういうことを言いたいんですけど、これも課長だけのあれじゃないので町長にもお願いしたいんですが、今のようないい進め方をやっていくとほかの那智の滝のことですとかゼロカーボン宣言、あと観光機構のことも含めて一担当一コンサル一専門家に負担が行くんじゃないかと、やっぱり課長なり町長なりも一緒になって前面に立ってというそういうやり方で全て進めていってほしいということで、今後よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 議員御指摘のとおり、地域循環共生圏につきましては町全体で取り組む必要がございますので、例えば一担当一課がコンサルさんと一緒にやるということではなくて、役場全体として同じ意識の下、取組ができるような体制というのが必要であるというふうに十分認識してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 歳出の関係で1点、66ページの委託料なんですけども1,025万円ですか、戸籍システムの改修で昨年より大分増えているんですけども、今回のこの改修の内容です、これまで戸籍を出張所で請求したら本庁からファクスが送られてきて時間もかかっていたんですけども、こういう点も改善されたのか、最近システム改修とか電算化が進みますけども住民にとって便利になっていくのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 戸籍システムの改修ということでございます。

こちらのほうはマイナンバー制度と連携させる改修でございまして、マイナンバー制度のための情報提供ネットワークシステムを利用して戸籍情報を確認するためのものでございます。

これによりまして、行政手続上で必要な戸籍の添付の省略とか本籍地以外の市町村での戸籍謄本の発行ができるようになったものでございます。

そしてまた、附票システムのほうと住基システムのほうでございまして、こちらのほうは国外へ転出して住基が削除された方についてもマイナンバーカードや電子証明の継続利用が可能となるものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款4 衛生費85ページから款6 商工費114ページまでと、1ページから8ページまでの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 106ページの水産振興費のところの中段、負担金、補助及び交付金のところで水産振興会の補助金の外来船誘致対策、これ720万円ですけども全てがこれ外来船誘致ではないと思うんで、外来船誘致にはどれぐらい使われて実際どんなところへ行かれたとかその辺がもし詳しく分かれば教えてください。

それとその下の多分この50万円だと思うんですが、収入のところから50万円があって、磯根のカジメの増殖ということで、これもずっとやり続けてきているんですが、いろんなところへ、宇久井でも浦神でもそういうアワビやサザエを出荷しているところの漁師の方に聞くともう磯焼けがひどくてとにかく捕れないと。本当に去年も今年もアワビやサザエが捕れなかったということで、この藻場が全然できていないということで、多分これをずっとやっても効果が出ていないんじゃないのか、やってもやっても枯れてしまっているんじゃないかと思うんですけど、その辺の実情です、せっかくやるんだったら何か新しい方法を考えたほうがいいと思うんですが、その辺の今まで毎年やってきた効果はどうなっているのかということと、これからもやっていくのであれば、県の指導はあるんでしょうけどもっと違う民間の機関なんかの指導も入れて新しいやり方を考えないと本当に漁師さんにとって深刻なのだという、その2つを質問いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 水産振興補助金の外来船誘致に関しましては、外来船誘致のための活動といたしましては主に誘致活動と渡の島での水道の供給を行っているところでございます。

誘致活動につきましては、例年勝浦市場に水揚げのある九州、四国、三重、沖縄方面の船主のお宅にお礼の御挨拶に伺っているところでございます。令和元年度につきましては約183万円を使ってございます。また、令和2年度につきましてはコロナ禍での活動となったため戸別訪問は行わず、高知県、沖縄県、宮城県の会社や漁協等、代表する8つの機関に挨拶回りをしております。また、各入港者に関しましてはお礼の品を送っているところでございます。

磯根漁場再生事業のことかと思えます、カジメの造成につきましては、和歌山県の補助金を活用して現在、宇久井、浜ノ宮、勝浦で在来種であるカジメを使用した藻場造成に取り組んでおりますが、近年の海水温上昇の影響により繁茂していないのが現状でございます。

そのため、藻場造成に取り組んでいる漁業者または漁協からは、高水温に対応できる種苗の導入の要望も受けております。現在、新宮市、太地町と連携しながら、県に対して高水温の適応可能な種苗が使用できるように要望書を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 外来船誘致については、コロナの影響でなかなか思うように行けないと思うんですが、いろんな漁協関係の方に聞くと産地というのはいろんな工房があって、だんだん衰退していく産地もあれば伸びてくるところもあるので、伸びてくるところはめり張りという言い方はおかしいんですが、この前聞いたら今宮崎が伸びてきてるとかという話を聞いたんですが、そういう伸びてきているところには手厚くと言ったらおかしいんだけども行くとか、あとは実際に遠方まで行けなくてもこっちに入港してきたときもその船のほうへ行ったら、うまいこといったら船頭さんも捕まるわけなんで、職員は忙しいでしょうけど、その現地まで行くのが誘致活動じゃなくて勝浦の港でもできるわけなんで、折に触れそういうところで入港したらそこへ挨拶に行く、そういうのも一つの誘致活動、お金のかからない誘致活動なんでやってほしいと思います。

磯根のことは今の説明で分かりました。せっかくやったら成果が上がったほうがいいので、そういう高温に耐える品種のもの、もしそういうのがあれば、聞いたらその生態系です、今までなかったものを増やすとほかの生態系への影響とかもあるんですすぐには許可できないのかもしれないんですが、もしそれが認められるんだったらそのほうがいいと思うので慎重に進めていただきたいと思います。

1つ紹介したいことがあって、地元の出身の方でそういう磯のことに詳しい研究者の方がいらっしゃるって、高芝の出身の浜口昌巳先生という方で、これ偶然なんですけれども平成28年に東牟婁の町村議会の議員研修会のときにその浜口さんをお招きしてお話を聞いたんです。多分60前後の年齢の方で、所在は国立研究開発法人水産研究・教育機構といって本部は東京か横浜のほうにあるみたいですがその方は広島県のほうの研究所に所属で、そういう磯のこと全般、あと干潟にも詳しい、あと広島なのでカキのことも詳しいということで、この研修会ではね蒲神のカキをもっと観光に、養殖のカキも磯ガキも含めて観光にもっと利活用しようってそういう提言もいただいたんです。

その先生が研修の後の質疑のときに、それだったらうちの町にも指導に来てくれないんですかと聞いたら、太地町さんとか串本町なんかは、町というんですか地域からは声がかかって磯に潜って調査も来るんだけど、うちの町からは声がかからないので来ていないんですということだったので、せっかくこういう専門家の先生がいらっしゃるんで、もしそういう磯のことで研究するんだったらお声をかけたら、僕は名刺交換とかをしていないので知らないんですけども、お母さんが高芝に御在住なんで聞いたら連絡先が分かると思いますので、参考までに言っておきます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） お答えします。

近隣の市町村の状況を見ながら行っていきたいと思います。

誘致活動については、いろんな方向で検討しているところでございます。

また、先生については一度お会いしたいなどは思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 110ページです。何点か聞きたいところがあつてんけれども、もう1点に絞らせていただきます。

備考欄の上から7、このDMOの補助金の金額のところなんですけど、ほんでこの中で事業費約1,000万円ぐらいですね、譲渡で100万円ぐらい、このグランピング事業をそもそも成功と捉えているのか失敗と捉えているのか、その点をお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えします。

グランピング事業に関してでございます。グランピング事業につきましては、都市公園または国立公園であるブルービーチ那智を那智勝浦町の新たな魅力発信基地として運用すべく実証事業をしたところでございます。コロナ禍での営業ということで目標の売上げには達しませんでした。目標としていた宿泊組数150組については達成をしております。その中でアンケート調査等を実施しまして、町に対する満足度であるとかどちらから来ていただいたかとかどのような消費があつたかとか様々なそういったところを調査して終了してございます。

また、その後につきましては、地元の宿泊事業者で引き続き運営をいただいているところでございます。そういったところから十分な成果があつたのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 私の感性と物差しが狂つてあるのかも分らんけど、この事業費の約1,000万円をかけてそんだけのことを学んだのかと、授業料ですよこれ、実証実験をして、ほ

んでそれをただ単純に成功と捉えてあるか失敗と捉えてあるかということで、課長の答弁で成功と捉えているんですね、この感覚が全然分からないんです。

もう一遍確認しますけれども、この1,000万円の事業費でこれがそんだけの成果があったと捉えているんですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えします。

グランピング事業については実証事業ということで単年度の事業でございましたが、この成果というのは単年度ではなかなか計ることができないのかなというふうに考えてございます。そこで得られたデータ等を分析してそれを活用してどのように集客につなげていくかというところが重要であると考えてございますので、成功か失敗か、成果はということについては、今後判断されるものかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 今判断が十分できるんじゃないんですか、今判断せなんだらどうするんですか。

そして、私の物差しと感性がほんまに狂ってあるのかも分からんですけれども、素人ですから、とてもじゃないけどこれ、事業というのは失敗も当然あって当たり前やと思ってあるんです、ほんでこれで失敗して学ぶことというのは多いと思うんですけれども、ほんでこれを成功として捉えているなら今後の予算、今年認めた予算でも本当にそんだけの対価に見合ったものがあるのかという心配があるんですよ。

だから、このグランピング事業、実証実験を失敗か成功と捉えているか当局の考え方というのは非常にこちらは気になりますから、ほんでこれを成功と捉えているなら今後の予算に関して非常に心配になってくる。ただその確認だけさせてくれたらいいんですけれども、もう一遍聞きますよ、この約1,000万円の事業費で何を学んだんですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 繰り返しになりますけども、今回実証事業ということで1年間グランピングを運営したところでございます。コロナ禍の状況で収支ということであれば目標に達しなかった、実績として宿泊の売上げとしては450万円の売上げという結果にございました。この部分を捉えれば目標には達していないという結果でございます。

ただ、グランピング事業はいわゆる営業を目的としたものではなくて、いろんなデータを収集するとか新たな若い世代の誘客につなげるとかそういった取組を行ってきたところでございまして、本当にこれの結果がどうだったのか、何を学んだかというのは1年で判断するものではなくて、今後、那智勝浦町の観光客がどのように推移するかとか観光機構の様々な目標数値を定めておりますけどもその目標数値が達成できるのかどうか、それをもって判断すべきものかなということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） これ課長、当初前の課長から引き継いでやったことでなかなか失敗やっただとは言いにくいんやろうけど、現実正直どう捉えているかというのを聞いたかったんです。正直成功として見ているというなら私の感性と物差しが間違っているんでしょけれども、でも持ってあるこの感性と物差しというのはなかなか変えようがないものですから私の物差しで判断せざるを得んです。

ほんで、この事業を今後の予算、また機構の予算を認めた、ほんで今年度3年度の予算も認めたときにこれが成功と言われたらどうも不安になる。失敗でも致し方ない、予算も認めてこの決算も認めますよ、でもこれを成功と見ているか失敗と見ているかという当局側のその捉え方をどう捉えてあるというのが非常に気になったものですから、課長の意見は当然町長の考え方として捉えてそれでよろしいですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

グランピング事業に関しましては、当初想定できなかったことというのがあります。当初、事業開始前にはもっとたくさんの方に来ていただいて売上げ等も高い目標を掲げておりましたので、結果を見ると当初の目標には達していない部分というのがございますので、その部分については失敗と申しますか当初の目的は達成できなかったというのは事実でございます。

その部分についてはそうでございますけども、併せてアンケート調査等を実施しておりますし、また新たな若い層の誘客ということにもつながってございますので、その部分については評価できるのかなというふうに思っております。

ですから、トータルとして失敗か成功かというのはなかなか御答弁難しいですけども、うまくいかなかった部分もございまして目的が達成された部分もあると、そういった理解をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 1点だけ教えていただきたいんですけど、110ページの先ほどと同じ那智勝浦町版DMO補助金なんですけど、これ4,300万円が出て令和3年度の予算は6,100万円ですか、これ4,300万円にプラス例えばほかの地域おこし企業人が350万円ですか、国際交流員が2人うちの職員2人を派遣されてあるので、それをトータルしたらこれ4,300万円プラス幾らぐらいの金額になってくるのか教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光機構の補助金に係る御質問でございます。

議員お話しのとおり、観光機構には町から職員2名、これは1名は4月1日から、もう一名は10月1日からでございます。それから、国際交流員2名、こちらにつきましても1名は4月からでございますが、もう一名は12月からの着任でございます。それから、地域おこし企業人としてこちらは7月から12月までの5か月間ということで、以上、期間は様々、雇用の形態も

様々でございますけども、5名の職員が観光機構事務局、案内所等で勤務をいただいております。

この5名の人件費を合計しますと、約でございますが1,700万円でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 94ページの水道事業会計の出資金です、1,570万7,000円、これ起債分の繰り出しということなんですけれども、これを出資金とするならば一般会計ですとこの財産に関する調書というのがあるんですけども、そちらの出資金の記載のほうが必要になるんじゃないかと思います。これ水道が企業会計で出資金としなければならなかったのかということになったのかどうか、1点お伺いします。

それと、先ほど出ておりました110ページのDMOの補助金4,316万5,000円の関係なんですけども、これについて当初はこの事業は国の補助金も活用してということで那智湾と那智高原でキャンプ場が設置できるかどうか実証するというふうな計画で聞いておりました。それが大きく変わってしまいまして、これ1点だけ、国の補助金が取れない段階でコロナ禍もあって計画も大きく変わってきた、その段階で中止するというか、夏以降にまたやるということを判断されたんですけども、そういう判断ができなかったのかどうか、これは町としてそのときにどのような判断をされたのかどうかをお伺いいたします。

それと、まぐろ・くじら満喫体験フェスタ、これ予算を事業費を専決したんですけども、実行委員会でやったということでこれはこれでいいんですけども、事務局が観光企画課、本来ならば町が補助金を受けて実行委員会に出すべきじゃないかと思うんです。それは観光機構の中でやれるならそれはそれで完結していただいても結構なんですけど、本来ならば町が受けて実行委員会に出してやるべきじゃなかったかと思うんですけども、その点についてもお伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 93ページでございます。こちらの関係で一般会計出資債でございました、そちらの関係の水道事業会計の出資金でございますが、財産に関する調書ということでございます。そちらのほうへの記載ということでございました。

一般会計出資債につきましては今回本町で初めてのケースとなりまして、議員おっしゃいますとおりその点が懸念されるところでございました。この点につきましては、昭和43年行政実例がございました、その必要がないものとされてございましたのでそれに沿った形で処理したところでございます。基本的に同じ自治体の中で相手方が公営企業といえど同一の地方公共団体の内部の会計機関であるからというような理由でございました。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。



まず、1点目の那智湾もしくは那智高原でのキャンプの事業ということでございます。

まず、那智湾については先ほどから話がありますようにグランピング事業を実施したわけ  
でございます。年度当初にこの事業をどうするか判断をしたわけでございますけれども、当然コロ  
ナ禍の状況というのは危惧されていたわけですが、当時の判断としてはコロナも収束に向  
かうであろうと、これからはGo To キャンペーンであったりとか全国から多くの観光客  
の方々にも来ていただけるであろうと、そういった判断の下、事業を実施したというところ  
でございます。

もう一点、那智高原についてもキャンプ事業のような計画がございました。これについても  
様々な観点から検討をいたしました。当然、所有地が県でございますので県のほうにも相談し  
たりとか、あとは法律の規制、自然公園法の規制であったりとか、あとはどうしても火を使う  
というところで火災の心配、または水道水の確保、こういったもろもろを地元の方々も含め協  
議をさせていただいて、最終的に那智高原のキャンプ事業については見合せをしたと、こうい  
った経緯がございました。

2点目のくじら満喫事業の関係でございます。

議員御指摘のとおり、観光企画課、町として補助金を受け入れてというこういった選択肢も  
当然ございました。ただ、この事業につきましては本町だけではなくて太地町であるとか商工  
会、ほかの民間団体の方にも参加をいただいて実行委員会を組織して実行委員会でやろうと、  
補助金の申請をしようというそういった判断になりました。

ただ、事務局としては町が担うということで、申請段階で様々な方々に参画いただくとい  
うことで当初から実行委員会でやろうとそういった認識の下、申請し補助金を受けたとそうい  
った経緯がございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 出資金については分かりました。

補助金の関係なんですけれども、これは国の補助を当初受ける予定だったと思います、そうい  
うふうな答弁があったと思うんですけれども、それがなぜ通らなかったのか。

それと、先ほども申し上げましたけれども、町として先ほどコロナ禍が収束して今後回復に向  
かうであろうということであったと思うんですけれども、計画がもう当初のキャンプの話からグ  
ランピングの話に随分変わっておりますし、那智湾でそもそもあそこで民間であればできない  
ようなところで事業をやった、町じゃないとできないようなところですね、だからこれは将来  
性があるのかな、できるのかなというのを私は疑問に思ったんですけれども、そこらあたり大き  
く計画が、当初はキャンプの事業をという話だったのが随分変わってきたのに、方向性が変わ  
ったのに、その方向性が変わったことを町としてどういうふうな判断をされたのか。

9月ぐらいです、あと後半にまたやっていくよというふうな判断をされたと思うんですけ  
ど、そこらあたり、これは町長が理事長でありますので、代わりに町長の代理をするというな  
らば副町長になると思うんですけれども、町がどういうふうな判断をされたか、その点をお伺

いしたいと思えます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 当初、予算を審議いただいたときの質疑の中でも幾つか御質問をいただきまして、キャンプ事業ということで御説明をしてございます。当時、キャンプ事業というくくりで御説明をさせていただきましたが、具体的にどのようなものになるかというのはその時点では決まっておりました。年度が替わり、様々な方法を検討する中でグランピングのほうがより誘客につながるんじゃないかと、新しい取組としていいんじゃないかということで、キャンプ事業から少し形態は違いますがでもグランピング事業ということになりました。

当然、町、私も入って最終的に事業実施を決めたわけですが、町のほうとしては新しい取組ということで観光機構が立ち上げて初めての大きな事業でございますし、データの収集というのも必要でございますので、特に反対といいますか事業を止めるとかそういった思いは当時ございませんでした。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） DMOという新しい機構を立ち上げるにはそういう実証実験というのも必要であろうと思えますしこういう事業は大切かと思うんですけども、当初の事業計画がその当初予算の説明のときにもどうなるかまだ分からんというふうなそんなような説明を受けているんですけども、この事業計画が申し訳ないんですけども甘かったんじゃないかなと思うんですが、これ誰の企画というか発案というか、どのような経過でこの実証実験に予算を請求されたのかどうか、その点だけもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 具体的に誰が発案したかというのは私も把握していないところではございますけども、いずれにしても予算要求の段階では観光機構はまだ設立されていない状況でございましたので、町として発案というか企画をしたということになるんだろうなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認めます。

休憩します。再開は10時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時39分 休憩

10時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

次に、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款7土木費113ページから款13予備費154ページまでと、1ページから8ページまでの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 120ページの土木費のところ、節14の工事請負費で築地地内排水路改修工事、これ3つぐらい上がっていますが、これたしかの築地地区の大雨のときに冠水するその対策ということでその前の年からの継続の事業だと思うんですが、この年度ではどんなことをやったというのと、あと以前の予算の説明では一旦この工事をやって効果のほどを確認してからまた今後またほかのどこなりを継続してやっていくというようなそういう説明だったので、だから前の年度と今回とこれでどういう効果があったかというその検証と、それでその効果を見て今後どうしていくという考えなのかという。

それともう一点、参考に教えてください、今年度、県のほうも同じ、以前やったところを今工事をやってくれているので、多分あれも排水の工事だと思うんですがあれはどういう意味合いの工事かもし分かったら教えてください。

次が、128ページの災害対策費のところの下の方です、需用費で消耗品費の中にこれ多分アルファ米なんかの購入費用がこれの中に入っていると思うんですが、これ平成26年度から5か年というか6か年ぐらいの計画で備蓄食料の購入を進めているということですが、多分今度そろそろ一番最初に入れたものの賞味期限が切れてくると思うんです。

これ多分全国の自治体でも問題になってきていると思うんですけど、大量に備蓄食料品、災害がないということは幸いなんですけど、ただその賞味期限が切れて大量の食料をどう処分という言い方は悪いですね、今フードロスが問題になっているので、どう賞味期限が切れたのを活用していくのかということをお聞きします。

それと、一番下の土砂災害・洪水ハザードマップ作成の300何万円、全戸に配布されたこれが非常にもういろんな声、多くの声が寄せられて、小さ過ぎて見れないというんですか、開いたときにちょうど1つの地区が1つの見開きにまとまっていたらいいけど、ひどいときにはもうほとんどが海のページがあって、特に勝浦の大勝浦の辺りなんかは開いたら海になっていた地域が分断されたりということで見にくいし小さいしということなんです。

だから、このハザードマップについてそういう苦情は寄せられていないのかということでお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 120ページの築地地内排水路改修の関係としましては、4件ほど工事を行わせていただいております。まず、築地地内の排水路、令和元年度で整備させていただきましたものの続きかどうかでございますけども、まず河川維持費の築地地内排水路修繕工事につきましては役場裏の線路を横断する排水路と線路沿いにあります大型の排水路との接合部分を修繕したものでございます。接合部分の水路側壁が崩落し背後の土砂が水路を塞ぎました。JRとの協議の結果、線路にも影響が出るおそれがあったので修繕を行ったもので

ございます。

そして、河川改良費の築地地内排水路改修工事とその下の（その2）工事につきましては、築地地区の冠水対策箇所とはまた別のものがございます。1つは紀陽銀行裏の路地と、そしてもう一つは勝浦港付近の里道にあります排水路の老朽化が著しい状態でしたので、1行目が紀陽銀行裏の延長約34メートルの改修工事、そして2行目が勝浦港付近の里道水路の蓋の改修25メートルでございます。

そして、（その3）工事は、令和元年度補正予算をいただいて新設しました市場前の県道を横断して勝浦港に排水する大型排水路で、高潮時に海水が逆流してごみや木くずなどの異物が入って詰まらないよう水圧で開閉する水門、フラップゲートの設置を行った工事でございます。

そして、この大型の築地排水路、令和元年度に新設した分に効果があったのか、そして今後はどういうふうに整備するのかという点と、そしてまた今現在県が行っております工事もどういふものかにつきましては、関連性がございますので集約して説明させていただきたいと思っております。

まず、令和元年度で新設しました築地排水路につきましては、もともと排水路がない築地地区でも地盤の高さが低い路面水が集まるところに新設しましたので、近年の大雨時では排水機能を果たせてはおります。そして、現在、和歌山県がこの新設しました排水路に接続する大型の側溝を市場前県道に向かって約60メートル新設する工事が行われております。完成すれば、以前浸水した付近の排水量が増えますのでさらに効果が見込まれるものと思っております。

そしてまた、冠水対策でほかの築地内の排水路整備でございますけれども、それら今後町で整備した排水路と現在施工中の県の大型側溝の効果を見まして、例えば記録的短時間大雨が降り続き土地が浸水した場合、浸水時間や浸水区域はどう変化するのか、また既設の側溝、暗渠などの流量の変化等を確認しながら整備箇所の検討を行ってまいりたいと考えております。

具体的な場所としましては、アーケードと市場前の県道につながる町道から勝浦港に排水できるようなところで整備を行っていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 128ページの災害対策費、需用費の中の備蓄食料の関係でございます。

こちら、従前より消費期限が近づいているものにつきましては防災訓練、それから防災教室などに参加いただいた方にお配りしていただいておりますが、加えまして令和元年度から社会福祉施設や生活困窮者の方に支援をすることを目的としたNPO法人がございまして、そちらに提供してございます。

あと、今年度令和3年度からは各自主防災組織にもお声がけして、それらも取りまとめて提供するような形で現在進めてございます。

また、飲料水につきましては、有事の際のトイレなどの水にまだ使えるということで、別に

分けて保管しているところでございます。

あと、同じページ、同じく災害対策費の中の委託料での土砂災害・洪水ハザードマップ作成委託の件でございます。

以前のもの、こちらは平成26年3月に作成したものでございますが、こちらにつきましてはA1判というんでしょうか、大きなもので、それを両面刷りで折り畳んだものでございました。今回、和歌山県の土砂災害警戒区域の指定作業が終わりまして、また併せて那智川、太田川の氾濫想定が和歌山県から令和2年2月18日に新たに更新されたものが発表されました。そのようなことから、そのデータをもらい受けて新しくハザードマップの更新を行ったものでございます。

その際に、前回のものがA1判の非常に大きなものイコール見づらい、もっと見づらいものでございました、そのために今回事業者、それから他市町村も参考にしながらこの冊子タイプということで新たに作り替えたところでございます。そのことで多少の縮尺が大きくなったところではございます。

そういうところでございますが、確かに議員おっしゃいますとおり見づらいことで一部の住民の方からはそのようなお声はお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） ハザードマップのことだけお願いしたいんですけど、ただいいものを作っていたら、本当にこういう立派な厚紙のもので全町を網羅したのが本当に一家に1冊必要なのかな、防災というのは身近に感じてもらえないとあかんで、実際住んでいる地域のもっと大きなもので壁だとかに貼れるようなもののほうが薄紙であってもいいと思うので。

ただ、配布の方法だとか地区ごとに区単位というんですか、エリア単位というもまた面倒なこともあるけど、本来やったらその住民が住んでいるところだけのもっと大きなものが欲しいと思いますので、そういうことを今後考えていただきたい、非常にこれお金をかけたのにももったいないのかなというふうに思うしそういう意見を聞きましたので今回言わせてもらったんですけど、できたら本当に防災というものが身近に感じられるような地域に密着したもっと細かなエリアの地図を個別に配布してほしいなと今後は思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 近年ではウェブ版、ネットを使ってハザードマップを作成してございまして、それはホームページで公表しまして、そういう紙媒体で作成していない市町村も多くなっております。当課としましても、そのような紙媒体と併せてウェブ版、ネット上での公開ということは考えてございます。

また、当然ウェブ版で自分の取りたい地域を拡大してそれを紙ベースで打ち出して貼り出すとかそういうようなこともございまして、私どもで見づらいというお声を聞いた際には、今和歌山県からこのデータが出ておりますので、その部分をネットから取り出して必要な部分の大きさを拡大して御利用いただくというようなことも御紹介しているところでございます。

ただ、確かに私どものような高齢率の高いようなところでは全ての方がネットで見てというようなことは不可能だと思いますので紙媒体が必要であろうかと思えます。次回作成する際には、議員おっしゃいますとおり地区ごと地域ごとのマップというようなことで次回更新の際には検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 1点お尋ねしたいと思います。

134ページに小学校教育関係、中学校もそうなんですけど、小・中学校関係なんですけども、財源的なものもあってなかなかこの備品とか教育機材を今まで整備ができていなかった、それが今回新型コロナの対策事業等もありましてコンピューターの関係とかICT関係の機器の整備が、これは子供たちのためにはよかったのかなと思えます。

小学校で134ページにあります消耗品の5,200万円とか、136ページに機器の購入整備、同じくこういう項目が中学校にもあるんですけども、これと同時にこの保守業務委託、136ページにあるんですけども小学校のICT機器保守業務委託、これが526万2,972円、これ結構単に機器の保守なんかだと高額になると思うんですけど、このあたりを教えてくださいたいと思います。

それと、これは毎年の支払いになってくると思うんですけども、この整備保守委託料とか使用料とか賃借料、これは増えてくると思うんですけども、その点も増えてくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） お答えいたします。

GIGAスクール用のコンピューター、タブレット端末についてでございますが、今回調達に当たりましては和歌山県にて実施いただきました共同調達におきまして新宮市、それから東牟婁郡内の各町村で共同で調達したところでございます。この共同調達仕様書におきまして、令和4年度までの保守契約が義務づけられております。令和2年度の契約内容につきまして、初期設定業務が今回追加になっておりますので高額となっております。これ以降、令和3年度以降につきましては、設定業務につきましては各年度の更新業務がございます、それと併せて機器の保守の委託ということになってございます。

なお、令和5年度以降につきましては各自治体の判断でその後の保守契約を続けていくかということになってございますが、その時点で契約の内容等を十分吟味いたしまして契約を継続するかどうかという判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、認定第1号一般会計についての総括質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 総括で1点だけお願いします。

先ほども申し上げましたが、雑入の水産鮮度保持施設等維持協力金の関係なんですけども、これ一般会計の中に入れられているんですけども、町としてこの分をほかに有効な、有利な財源があるのであれば別なんですけども、これ冷蔵庫をまた処分していかなあかんのですよね。今後の処分のために少しでも積立していかないとかそういうことが必要なかどうか、御検討いただいたのかどうかお伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） お答えします。

維持協力金につきましては、今後の冷蔵庫の経営状況を見ながら使用料につきましても検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） すみません、1点だけお願いします。

特に歳入なんですけども、説明を皆さん一生懸命長時間やっていたのは本当に御苦労なんですけれども、歳入の備考欄はほとんど空白のところが多いんですよ。特に国庫補助金とか県補助金の場合、補助率何分の1です、補助率何分の1、ほんで対象人数は何人ですとかそういうものの説明はみんなもらいやるんやけどそれを控えるのが非常に難しい、早口で言うのでわからんけど、もしできるんやったらここへ補助率はどんだけ、対象人数はどんだけとかいうことを備考欄に書いてもらったら説明時間も短くなるし質疑もそんなになくなってくると思うので、今後そのような方向で予算書、決算書を作る場合に人数とかそういう説明を省くためにもそういうのを記載していただけたらありがたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 歳入におけます備考欄の活用ということでございます。

確かに議員おっしゃいますとおり空欄が多いのが現実でございます。そちらに補助率なり実際に行った人数なりより分かりやすいような記載ということでございます。次回に向けまして検討していきまして、より分かりやすいような形で作成するように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第2号から認定第10号までの特別会計について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第10号までの特別会計についての質

疑を終結します。

次に、認定第11号及び認定第12号の企業会計について一括して質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 276ページで、水道事業会計、今回一般会計のほうから出資金を受入れたんですけども、この中で出資金ということで資本の中には組み込みがされておりますのでそれはそれでいいのかなと思うんですけども、276ページです、少なくともこの事業報告書の中には資本的収支において出資金の受入れを書くべきじゃないかと思うんですけども。出資金の処理については270ページの剰余金と決算書とかで書いていまして合計額も入ってるんですけども、事業報告書の中できっちり報告されたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） お答えします。

出資金の報告について、一般会計からの出資金につきましては今回が初めてであり金額も大きなものでありましたので、本来総括事項として記載するものでありましたが報告が漏れておりました。今後は記載漏れのないよう十分注意していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、認定第11号及び認定第12号の企業会計についての質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。  
認定第3号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。  
認定第4号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。  
認定第5号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。  
認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第12号 健全化判断比率の報告について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、報告第12号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第12号について御説明申し上げます。

〔報告第12号朗読〕

健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているものでございます。健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、地方公共団体はこの健全化判断比率により健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階、財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本町の健全化判断比率につきまして、総務課関係資料を御覧願います。

資料上段には、過去2年間分を含めた健全化判断比率について一覧にしております。これらの比率について、中段に記載した各比率の算出方法と併せて説明させていただきます。

まず、実質赤字比率の算出方法ですが、普通会計、これは一般会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計の3つの会計の実質赤字額の合計額を標準財政規模で除して算出するものでございます。今議会で認定いただきました令和2年度一般会計ほか2つの特別会計の実質収支の合計は黒字の1億2,131万1,000円でございます。しかしながら、健全化判断比率を算出する際には、総務省が行う地方財政状況調査、いわゆる決算統計という調査の数値を用います。決算統計では翌年度へ繰り越した事業で基金を財源とした場合、一般財源として繰り越したこととし作成することとしてございます。消防・防災センター整備事業において基金5,600万円を財源としていることから、翌年度に繰り越すべき財源が5,600万円増加し、実質収支比率が5,600万円減額することとなります。よって、6,531万1,000円、端数処理で6,530万円で赤字は生じてございませんので比率数値は横棒、ハイフンで表示してございます。なお、表の右側の早期健全化基準14.89%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決により財政健全化計画、外部監査の義務づけがなされるものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率の算出方法ですが、実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた全ての会計の実質赤字額の合計額を標準財政規模で除して算出するものでございます。令和2年度における本町の連結実質赤字は生じてございませんので、実質赤字比率と同様、横棒、ハイフンで表示してございます。なお、表の右側の早期健全化基準19.89%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となります。

3つ目の実質公債費比率の算出方法ですが、連結実質赤字比率で対象となった会計に、一部事務組合等を含めた全ての会計の当該年度に係る地方債元利償還金を標準財政規模で除して算出するもので、令和2年度における本町の実質公債費比率は7.6%で、早期健全化基準内となっております。なお、前年度と比較して0.9ポイント上昇してございますが、主な要因とい

たしましては地方債の元利償還金等が増額になったことによるものでございます。また、表の右側の早期健全化基準25.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となるものでございます。

4つ目でございます。将来負担比率の算出方法ですが、実質公債費比率で対象となった会計に第三セクター等を含めた全ての会計の地方債現在高や、将来負担すべき実質的な負債等の合計額を標準財政規模で除して算出するもので、令和2年度における本町の将来負担比率は26.9%で、早期健全化基準内となっております。前年度より10.6ポイント減少しておりますが、今回一時的に地方債現在高に係る基準財政需要額の歳入額の増加額が地方債現在高の増加額を上回ったこと、標準財政規模の増加などの影響によるものでございます。また、表の右側の早期健全化基準350.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期財政健全化が必要となるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第12号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 報告第13号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、報告第13号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第13号について御説明申し上げます。

〔報告第13号朗読〕

公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているものでございます。資金不足比率の報告につきましては、本町では水道事業会計、町立温泉病院事業会計、下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の4つの会計が対象となります。

それでは、本町の公営企業会計に係る資金不足比率について、別紙の資料により説明させていただきます。

報告第13号公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、総務課関係資料のほうを御覧願います。

資料上段には、過去2年間分を含めた資金不足比率について一覧にしております。これらの比率について、中段に記載の比率の算出方法と併せて説明させていただきます。

資金不足比率の算出方法ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額を事業の規模、これは営業収益に当たるもので、これで除して算出するものでございます。基本的には資金不足額とは、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法適用会計においては、貸借対照表の流動負債の額から流動資産の額を控除した額となります。また、下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の公営企業法非適用の会計におきましては、繰上充用、これは歳入が歳出に不足する場合に翌年度に歳入を繰り上げて不足額に充てることで、この繰上充用額が発生している場合にその額となります。令和2年度におきましては全ての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されていないため、健全な状況であると判断されてございます。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20.0%と定められております。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第13号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第14号 那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について

○議長（荒尾典男君） 日程第15、報告第14号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についてを議題とします。

報告を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 報告第14号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について御説明申し上げます。

資料といたしまして、那智勝浦冷蔵株式会社の第8期決算報告書と第9期事業計画書を添付しております。

初めに、決算報告書につきまして御説明申し上げます。

那智勝浦冷蔵株式会社は、那智勝浦町、紀州勝浦漁業協同組合、勝浦魚商協同組合が出資する第三セクターとして平成26年1月6日発足、決算期日を3月31日と定め事業を行っております。第8期の決算につきましては6月24日に定期株主総会において報告されております。

1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

1、株式会社の現況に関する事項、1-1に事業の経過及びその成果について記載してございます。平成26年2月1日より運営が開始され、本年度の総売上高は前年度より8.2%増の3億1,111万410円で、当期純利益は3,313万2,264円の結果となっております。今後、勝浦魚商協同組合冷蔵庫閉鎖を念頭に努力を重ね、水産業の活性化を図り、地域経済発展の原動力として力強く成長できるよう次のとおり経営方針等で活動を推進するとなっております。

1、事業の経営方針といたしましては、勝浦地方卸売市場の安定した水揚げに貢献すること、2、施設の現状に関する考え方及び将来展望といたしまして勝浦魚商協同組合冷蔵庫閉鎖に向け管理運営の安定を目指すこと、3、社会貢献の新たな展開といたしまして地域活動等に積極的に参加することを記載してございます。

2ページをお願いいたします。

1-2、主要な事業内容でございます。製氷販売事業の事業内容は、漁業者から一般の漁港利用者にわたる幅広い利用者に必要な氷を製造、販売し、経費の引下げと価格の維持を図るものでございます。事業の成果といたしましては売上高4,586万154円で、前年度に比べ9万5,445円の増となっております。

3ページをお願いいたします。

餌料販売事業の内容は、漁業船関係者に対し餌料の保全と価格の維持を図るものでございます。成果といたしまして売上高1億7,667万9,195円で、前年度に比べ1,962万8,077円の増となっております。

次に、冷凍冷蔵保管事業の事業内容は、冷凍冷蔵保管をし商品の保全、価格の維持を図るもので、成果といたしましては売上高8,857万1,061円で、4ページの売上高表のとおり前年度に比べ396万164円の増となっております。

1-3、直前二事業年度の財産及び損益の状況につきましては、それぞれの年度の状況を記載してございます。第8期事業年度の当期純利益は3,313万2,264円の黒字となっており、純資産は8,228万8,770円でございます。

5ページをお願いいたします。

1-4に総会の開催状況を、1-5に取締役会の開催状況を記載してございます。

6ページをお願いいたします。

1-6に営業所及び工場並びに使用人の状況を記載してございます。

2、株式に関する事項といたしましては、出資金7,600万円、発行済み株7,600株でございます。

3、会社役員に関する事項といたしまして、役員の氏名を記載してございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1、流動資産、現金16万7,765円、預金7,695万8,376円、売掛金2,500万7,632円、商品、棚卸しでございます、1,324万5,080円、流動資産合計は1億1,537万8,853円でございます。

2、固定資産、機械装置81万5,616円で、これらを合わせました資産合計が1億1,619万4,469円でございます。

負債の部、1、流動負債、買掛金2,032万6,262円は餌料の未払金でございます。その下の未払金1,011万2,653円は消費税、管理費及び修繕工事等に係る未払金でございます。その下の未払法人税等は国税及び町県民税でございます。預り金25万9,037円は源泉徴収、社会保険料の預かり分でございます。預かり保証金28万8,000円は氷販売用のI Cチップの保証金でございます。流動負債合計3,331万7,052円でございます。2、固定負債の退職給付引当金58万8,647円を合わせました負債合計は3,390万5,699円となっております。

純資産の部、株主資本、(1)資本金7,600万円につきましては株主の出資金合計でございます。(2)利益剰余金、その他利益剰余金の繰越利益剰余金628万8,770円につきましては前年度末の損失に本年度の収益を合わせたものでございます。これにより純資産合計は8,228万8,770円となっております。一番下の負債純資産合計は資産合計と同額の1億1,619万4,469円でございます。

8ページをお願いいたします。

貸借対照表、前年度比較でございます。中ほどの資産合計は前年度より4,193万6,425円増加し、1億1,619万4,469円となっております。中段下の負債合計につきましては前年度より880万4,161円増加し、3,390万5,699円となっております。その結果、下から2行目の純資産合計は前年度より3,313万2,264円増加し、8,228万8,770円となっております。

9ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1、営業収益の売上高につきましては、3億1,111万410円でございます。

2、営業費用、(1)売上原価は、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸高を差し引いた額1億4,387万6,713円でございます。売上げから、この額を差し引いた売上総利益は1億6,723万3,697円となっております。(2)販売費及び一般管理費は、記載の費用を支出してございます。人件費につきましては14名分の給与と手当でございます。中ほど、修繕費1,393万184円は施設の点検、修繕でございます。水道光熱水費4,806万1,331円は主に水道使用料と電気使用料でございます。賃借料79万8,570円は勝浦魚商協同組合冷蔵庫の賃借料でございます。リース料125万7,960円は超低温用冷蔵庫の電気設備とフォークリフトのリース料でございます。租税公課996万7,100円は消費税、収入印紙税でございます。合計1億3,279万8,827円で、売上総利益から差し引いた営業利益は3,443万4,870円でございます。

3、営業外収益は、受取利息と雑収入を合わせ102万8,494円を収入してございます。

4、法人税等は、法人税、法人住民税及び事業所税でございます。これらを合わせた当期純利益は3,313万2,264円でございます。

10ページをお願いいたします。

損益計算書・前年度比較でございます。

売上高3億1,111万410円につきましては、氷販売、餌料販売及び保管料が増加したため

2,368万3,686円の増となっており、売上原価を差し引いた売上総利益は1億6,723万3,697円で、前年度に比べ790万6,481円の増でございます。販売費及び一般管理費は前年度に比べ4,029万8,174円の減でございます。主な要因といたしましては修繕費で、旧漁冷蔵庫閉鎖に伴うフロン回収費用の減と水道光熱費で閉鎖に伴う電気料の減でございます。

11ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございます。

資本金7,600万円、利益剰余金当期末残高628万8,770円、純資産合計の当期末残高が8,228万8,770円でございます。

12ページをお願いいたします。

個別注記表でございます。

(1)は重要な会計方針に係る注記、(2)は株式資本等変動計算書に関する注記、(3)はその他の注記になってございます。

14ページをお願いいたします。

令和3年5月14日に監査委員2名により監査を実施してございます。

次のページをお願いいたします。

第9期の事業計画書でございます。1枚めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

令和3年度事業計画書でございます。

那智勝浦町水産業の発展に向け、勝浦漁港の水揚高増加を目標に那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、紀州勝浦漁業協同組合、県漁連勝浦市場部、那智勝浦町水産振興会との連携、協力を得て製氷、貯氷、販売事業並びに冷凍冷蔵保管事業、餌料仕入販売事業への積極的な活動を推進する。さらに、勝浦魚商協同組合冷蔵庫の閉鎖に向け、管理運営の安定を目指すとなっております。氷販売目標売上高4,500万円、冷凍冷蔵庫目標売上高7,000万円、餌料目標売上高1億5,500万円としてございます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度予算でございます。売上高2億7,000万円、売上原価1億3,000万円、販売費及び一般管理費1億3,619万9,000円で、営業利益380万1,000円、営業外費用2,253万円を見込み、当期純利益は1,772万8,000円のマイナス予算となっております。理由といたしましては、修繕費で魚商冷蔵庫閉鎖に伴うアンモニア回収処分費を見込んでございます。また、営業外費用で施設維持協力金につきましては、冷蔵株式会社の決算期日が3月31日となっており、施設維持協力金の支払いが令和3年5月末に支払うため、会計処理上、令和3年度予算に計上してまいります。

那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についての報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1番（城本和男君） 1点お願いします。

経費の削減に努められて大変よかったなと思うんですけど、この収益があった場合に協力金を支払う、先ほどもお話がありましたけども、この会計処理上、冷蔵庫の3年度の決算で一般会計の2年度のほうへ入っているんですよね、ここらあたり会計処理上、一般会計のことだから関係ないと言うたらあれなんですけど、こちらのほうはまた株式会社のことでまた別々と言ったらあれなんですけれども、これ3年度の一般会計で受入れしても問題ないんじゃないかと思うんですけども、その点を担当課としてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 今回、施設維持協力金につきましては使用料としての考え方から令和2年度として一般会計のほうへ受入れを行っています。

また、冷蔵株式会社につきましては決算期日が3月31日になっています。支払いが5月末になりますので、会計処理上、令和3年度予算のほうに今回処理ができるように株主総会等々で了承をいただいているところなんですけども、一度どのような会計処理の方法がいいのか、年度を合わせるのがいいのか一度検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時47分 散会